

ID: 315

担当部署: 経済部 農務課 畜産係

<b>処分の概要</b>	使用料の後納承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	名寄市畜産物処理加工施設条例 第14条第2項において読み替える場合の第13条第1項ただし書		
<b>例規番号</b>	平成24年条例第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (利用料金)                      第13条 利用者は、指定管理者に加工施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。利用料金の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>4 指定管理者は、病畜により清浄が損なわれた場合は、第2項に規定する利用料金のほか、消毒に要する実費を利用者に納入させるものとする。</p>			
<p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年8月15日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日